

舟橋村告示第 21 号

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付要綱

(令和 8 年 4 月 1 日告示第 21 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、村内の農産作物直売施設（以下「直売施設」という。）において、舟橋村在住の農業者等が生産した村内の農産作物の販売を促進することを目的とし、予算の範囲内において、舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、舟橋村農業振興事業補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 村内の直売施設の運営者
- (2) その他、村長が特に認める者

2 直売施設は、次の各号に定める施設とする。

- (1) 青空マルシェベジポート
- (2) その他、村長が特に認める施設

(交付対象経費及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、舟橋村在住の農業者等が直売施設に農産作物を出荷した際の販売手数料とし、補助金額は、直売施設における農産作物の売上額（以下「出荷売上額」という。）に 100 分の 20 を乗じて得た額以内とする。

(補助事業者の要件)

第 4 条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 直売施設において、舟橋村在住の農業者等の農産作物を販売していること
- (2) 交付を受けた補助金額に相当する販売手数料を舟橋村在住の農業者等から徴収しないこと

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に係る書類を添えて村長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

2 村長は、前項の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付方法は、口座振込とする。

（補助金の支払）

第7条 補助事業者は、四半期ごとに、補助金支払請求書（以下「請求書」という。）に関係書類を添えて村長に提出し、補助金の支払を受けることができる。

（実績報告及び補助金の額の確定）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に関係書類を添えて村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定を取り消すことができるものとする。

（1） 第2条に規定する交付対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

（2） 第4条に規定する補助事業者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

（3） 第5条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容に虚偽があったとき。

（4） 第6条第2項の規程により補助金の交付決定の際に付した条件を満たさないことが明らかになったとき。

（5） 第7条の規定により提出された請求書及び添付書類の内容に虚偽があったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付取消決定通知書兼返還通知書（様式第3号）により通知するとともに、既に補助金の全部または一部が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第10条 村長は、補助金の交付対象者の要件を満たさないこと又は第5条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容に虚偽があると疑われる場合等必要があると認めた場合は、補助金の交付決定を受けた者に対し、必要な報告を求め又は立入調査を行うものとする。

（申請期限）

第11条 この補助金における申請期限は村長が別に定める。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付決定書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 9 条関係)

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付取消決定通知書兼返還通知書

[別紙参照]

様式第 1 号（第 5 条関係）

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付申請書

年 月 日

舟橋村長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及
び代表者氏名

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類
を添えて次のとおり補助金の交付等を申請します。

記

1. 直売施設名
2. 事業実施期間
3. 出荷販売農家数見込み 名
4. 出荷販売額見込み 円
5. 直売施設の営業実態を確認できる書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付決定書

第 号
年 月 日

様

舟橋村長

印

年 月 日付けで申請のありました舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので、舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

1. 農産物直売施設名
2. 補助金の交付条件を以下のとおりとします。
 - (1) 補助金の交付を受けた者が、舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに村長に申し出て、その指示に従ってください。
 - (2) 村長は、補助金の申請内容について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
 - (3) 事業完了後、速やかに以下の書類とともに実績報告書（別紙様式）を提出してください。

添付書類

- ・ 出荷販売農業者ごとの出荷販売額を確認できる書類の写し
- ・ 振込先口座の通帳の写し

舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金交付取消決定通知書兼返還通知書

第 号
年 月 日

様

舟橋村長 ⑩

年 月 日付け第 号で交付決定の通知をした舟橋産農産作物出荷販売促進事業補助金について、次の理由により交付の決定を取り消すことに決定したので通知します。併せて、既に交付した補助金のうち、次の額について返還するよう通知します。

- 1. 取消理由
- 2. 補助金の交付済額 金 円
- 3. 返還額 金 円
- 4. 返還の方法